

女性活躍応援塾事業 Q&A

令和7年5月8日現在

<応募対象者について>

	質問内容	回答
1	府内に事業所等がない事業者は応募対象になるか。	府内に事業所等がない場合でも、事業実施地域を府内にするとともに、新規構成員が府内在住又は通勤・通学する者であることが見込まれることを条件に応募対象者としてします。
2	複数の団体による連携組織の場合、応募者は誰になるか。	構成員の中で本事業における代表組織を決めていただき、代表組織を応募者として応募してください。また、連携組織を構成する全ての団体について、実施計画書内にその概要を列記してください。

<対象となる取組について>

1	1回における地域活動推進塾の時間制限はあるか。	ありません。事業計画に沿い、必要な時間を確保してください。
2	令和8年度以降も必ず継続する必要があるか。	事業を一過性に終わらせず、次年度以降も自立的、継続的な展開を図ることができる内容かどうかを審査します。そのため、次年度以降も何らかの形で継続して事業に取り組んでいただくことが必要となります。

<事業期間について>

1	令和8年3月15日までに事業完了できない見込みだがどうか。	令和8年3月15日までに完了しない事業は委託の対象となりません。
2	地域活動推進塾の開催を令和7年8月～令和8年3月15日の間に4回以上とあるが開催時期の目安はあるか。	開催時期の目安はありません。各々の事業計画に沿った時期に開催してください。

<事業費について>

1	事業費に下限はあるか。	下限は設けていません。
2	委託費の支払時期はいつ頃になるか。前金払はできるか。	原則として、委託事業終了後に受託者から業務完了報告書の提出を受け精算払としますが、事業遂行上、特に必要と認められる場合には、委託料の90%に相当する額の範囲内で前金払を行います。

<その他>

1	新規構成員の女性を5人以上確保するとは、地域活動推進塾の各回で5人以上の女性の参加が必要ということか。	事業実施期間のなかで新たに活動を共にする仲間（新規構成員）の女性を5人以上確保してください。
2	事業における新規構成員の基準はあるか。	応募時に団体のメンバー（既存構成員）である方は、新規構成員となりません。また、京都府在住又は通勤・通学していない者は、新規構成員となりません。
3	京都府の他の事業（例：地域交響プロジェクト交付金）に申請している場合、地域活動推進塾には応募できないか	応募している事業内容が異なる場合は、応募可能ですが、他の補助金等に申請を行っている旨を申請書に記載してください。

※その他ご不明な点があれば、京都府男女共同参画課（075-692-3495）にお問い合わせください。